

第429回南国市議会定例会会議録

第4日 令和5年3月9日 木曜日

出席議員

1番 杉本 理	2番 丁野 美香
3番 西山 明彦	4番 神崎 隆代
5番 植田 豊	7番 浜田 憲雄
8番 斉藤 喜美子	9番 岩松 永治
10番 西川 潔	11番 土居 恒夫
12番 有沢 芳郎	13番 中山 研心
14番 前田 学浩	16番 岡崎 純男
17番 野村 新作	18番 浜田 和子
19番 土居 篤男	20番 福田 佐和子
21番 今西 忠良	

＊

欠席議員

6番 西本 良平	15番 村田 敦子
----------	-----------

＊

出席要求による出席者

市長 平山 耕三	副市長 村田 功
副市長 三木 敏生	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 中島 章
参事兼財政課長 渡部 靖	参事兼企画課長 松木 和哉
情報政策課長 竹村 亜希子	危機管理課長 山田 恭輔
税務課長 高野 正和	子育て支援課長 長野 洋高
長寿支援課長 中村 俊一	保健福祉センター 所長 藤宗 歩
環境課長 高橋 元和	農林水産課長 古田 修章
農地整備課長 田所 卓也	商工観光課長 山崎 伸二
建設課長 濱田 秀志	地籍調査課長 吉本 晶先
都市整備課長 若枝 実	住宅課長 松岡 千左
上下水道局長 橋詰 徳幸	会計管理者兼 参事兼会計課長 秋田 節夫

福祉事務所長	池本滋郎	教育長	竹内信人
学校教育課長	溝渕浩芳	生涯学習課長	前田康喜
監査委員長 事務局長	中村比早子	農業委員会 事務局長	弘田明平
消防長	小松和英		

＊

議会事務局職員出席者

事務局次長	野口裕介	書記	門脇智哉
			三谷容子

＊

議事日程

令和5年3月9日 木曜日 午前10時開議

第1 一般質問

＊

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

＊

午前10時 開議

○議長（浜田和子） これより本日の会議を開きます。

＊

一般質問

○議長（浜田和子） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。1番杉本理議員。

〔1番 杉本 理議員発言席〕

○1番（杉本 理） おはようございます。日本共産党南国市議団の杉本理です。

今議会での一般質問も折り返し地点を過ぎました。執行部の皆さんはお疲れかと思いますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

質問に入る前に、少し話をしますが御容赦ください。

ウクライナへの侵略からはや1年がたちました。1年前の今頃は、まさかの事態に驚き、憤り、うろたえました。街頭に立って侵略やめよの宣伝をしたり、そして3月議会の一般質問の中でも触れさせていただいたことを思い出します。私は一地方議員ではありますが、改めてウ

クライナからの即時撤退をプーチン大統領に強く求めるものです。

さて、前置きが長くなりましたが、通告に従い順次質問をまいります。

まず最初は、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の実現をということで伺いをいたします。

12月議会やそれ以前にもこの場所で取り上げられておりますが、私のほうからも質問をさせていただきます。

高齢化社会の進展する中、65歳以上で約45%、80歳以上で80%の難聴の方がいるとされ、聞こえのバリアフリーへの取組は急務となっております。同時に、難聴対策に取り組むことが認知症対策につながることは、2017年7月、国際アルツハイマー病会議AAICにおいてランセット国際委員会は、認知症の予防できる要因の中で、難聴は認知症の最も大きな危険因子であると指摘しています。

このことは、2017年に改定された厚労省の新オレンジプランにも反映されており、難聴の早期の診断及び対応、補聴器装用による活発なコミュニケーションにより発症予防が期待されます。

本市の後期基本計画や、今議会で述べられた施政方針の中でも高齢者対策が述べられておりますが、まさしくこの問題こそ、市の施策として実施すべきものと考えますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（浜田和子） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 令和4年9月並びに12月市議会定例会におきまして、障害福祉の立場で、身体障害者手帳をお持ちの方につきましては補装具として補聴器が購入でき、また障害の程度に応じ支給をされるということでありますことから、高齢者の加齢性難聴につきましても、身体障害者手帳の取得をお勧めしていることを答弁させていただきました。

令和4年度の高知県障害福祉課作成の障害福祉のしおりの身体障害者等級表では、聴覚障害6級につきましては、両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの、こちらは40センチの距離で発声された会話が聞こえないというようなものでございますけれども、診断内容が記載された申請書を基に高知県で障害を判定しますので、この状況であれば絶対に身体障害者手帳が取得可能であるとは確約できませんけれども、そういう方であれば一定身体障害者手帳の取得ができるという基準にはなると考えております。

ちょっとなかなか財源的な部分もありますので、現状、障害者福祉のほうで対応することは少々難しいと考えております。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） 御答弁ありがとうございます。

手帳を取得していただきますと、確かに補聴器を取得しやすくなりますし、税控除や交通費の割引などがありということで、それはそれで大事なことだと思います。

このことについては、まだまだ御存じでない市民の方が多いかと思しますので、これについてはより一層周知をお願いできたらと思います。

今おっしゃられました障害者対策ということになりますと、御答弁いただいたように現在は両耳の聴力が70デシベル以上など、やや重い難聴でなければ国の制度の障害認定を基にした補聴器購入の補助が受けられませんけれども、実はWHOでは41デシベル以上の場合に補聴器の使用を推奨しています。

障害者の皆さんへの施策にとどまらず、高齢者の皆さんがお元気に過ごされるためには、高齢者の皆さんへの施策とする必要があるかと思えます。このことについて、長寿支援課長の御見解をお伺いいたします。

○議長（浜田和子） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（中村俊一） 長寿支援課で所管しております介護保険、その他の制度につきましても、補聴器購入への助成につきまして特定財源を探しましたが、見込めてございません。そのことから、先ほど福祉事務所長が申し上げましたように、身体障害者手帳の取得が可能であれば制度活用をお願いしたいと存じます。先ほどの話の中にもございました税控除や運賃割引制度もございますことから、これを推奨するものでございます。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） 御答弁ありがとうございます。

ぜひ障害者対策にとどまらず、高齢者の皆さんの問題として引き続き御検討いただけたらと思いますけれども、全国では特に昨年度から今年度にかけて、これは多くの自治体で取り組まれております。

所得制限や予算枠が数十万円程度という、かなり限りがある自治体も多いのですけれども、まずはやってみようということで実施に踏み出した自治体が多いのかと思えます。県内でも、いの町や四万十町などでも実施に踏み出しています。

昨年6月1日に行われた第92回全国市長会議の決定、その21項目めに高齢者福祉施策に関する提言があります。その提言の中の5番目に、加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度を創設することとあります。この決議をした後、6月30日に全国会議員と関係府庁等に提出をさ

れたかと思いますが、課長、こういった認識で間違いありませんでしょうか。

○議長（浜田和子） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（中村俊一） はい、私のほうでもそのように確認をいたしております。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。

決議がされ、関係するところへの提出がなされたということを確認させていただきました。

そこで市長にお伺いいたしますが、この市長会の提言について市長はいかがお考えでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 高齢者の方にとりまして、聴力を維持するということはとても生活する上で大切なことであるという認識の下、この提言がなされておるといように認識しております。それに対する特定財源ということで国の補助制度等を、できましたら市としても補助をするということにつきまして前向きには検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） 御答弁ありがとうございます。

必要性の認識と、特定財源があれば取り組むということで御答弁をいただきました。

市長会の要求は、国の制度としてやれという要求であります。なかなか国のほうも重い腰を上げないという状況でありますので、財源がほかにも探せるようであれば、引き続き市で少しでも出せるように御検討をお願いをいたしまして、次の質問項目に移らせていただきます。

次に、学校給食の無料化をということで質問をさせていただきます。

これも12月議会に引き続いてということになりますけれども、12月議会では私のほうから支払うことが厳しい保護者の方が少なくないこと、また国会においても、憲法にうたわれている教育の無償は学校給食が含まれていることなどを取り上げさせていただきました。

本市におきましては、今年度値上げをしなかったり、また3学期の無料化は保護者の皆さんから喜ばれていることと思いますが、やはり年間を通じての無料化が必要だということを改めて訴えたいと思っております。

そこで質問に移らせていただきますが、今議会に提案されております南国市学校給食運営委員会設置条例について、どのような背景で提案をされ、どのような条例案なのか御説明をお願いいたします。

○議長（浜田和子） 学校教育課長。

○学校教育課長（溝渕浩芳） 学校給食につきましては、以前は私会計の下、南国市学校給食会が運営について、例えば給食費の徴収、献立の作成、食材の調達を、また献立の作成や物資の選定、1食当たりの給食単価の設定につきましては、給食を実施する学校の代表者や学校の保護者の代表者などで構成される委員会に諮問し決定をしております。

その後、給食センターが設置されまして、中学校給食が始まり、その後すぐに公会計化されたこともありまして、同様の会が休止しておりましたので、新たに条例化し設置をするものがございます。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） 分かりました。

続いて、今年度3学期の小学校、中学校の給食費を無料化しましたけれども、それ以降も無償化をすべきだと思います。無償化を行う考えはないのかお聞きいたします。

○議長（浜田和子） 学校教育課長。

○学校教育課長（溝渕浩芳） 令和4年12月市議会定例会での御質問にも御答弁させていただきましたように、小学校、中学校の児童生徒の学校給食費を無償化するためには、令和3年度の実績ではございますが、約1億7,000万円が必要となってきますので、難しいと考えております。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） 確かに、億単位のお金になってまいりますので、すぐに、はい、やりますということにはなかなかならないかとは思いますが、引き続き、やはり保護者が置かれてる、なかなか経済情勢も厳しいということもありますので、検討課題にはずっと入れていただきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢、そして落ち着いてるとはいえ、まだまだ円安などにより物価の高騰が続いております。来月4月からも、さらなる値上げが相次ぐことが報道されております。保護者の皆さんの心配は、やはり来年度2023年度の給食費が上がるかどうかということだと思いますけれども、その見込みについてお伺いをいたします。

○議長（浜田和子） 学校教育課長。

○学校教育課長（溝渕浩芳） 児童生徒からいただく給食費につきましては、先ほどの学校給食運営委員会の中で、1食当たりの給食単価を見ながら考えていくこととなります。以上でございます。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） 現在開会中の県議会2月定例会におきましても、この問題が取り上げられ、知事からは、学校給食は子供たちの健康の保持、増進や食育などの観点から、教育の中で重要な役割を担っており、国において安定的な財源を確保した上で、財政的な支援を拡充することが望ましいと答弁しております。

そこで、これも市長にお伺いいたしますけれども、市単独で実施するのが難しいということであれば、国にこういった財源などの政策提言をすべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） そういう内容の提案ということは、考えていきたいと思っております。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。

ぜひ南国市の意見として、市長のほうから国に政策提言していただければと思います。

賃上げや年金額の上昇が物価高騰に追いつかない中、学校給食を値上げしないこと、そして無料化することは、いよいよ差し迫った課題になっています。

ある自治体では、生活保護基準引下げの際、1.3倍枠がありますけれども、その1.3倍枠から1.4倍枠まで給食費不要とすることも決断された自治体もあります。

完全な無料化は厳しいとしても、少しでも保護者負担を軽減することが市長の施政方針の一番に取り上げられた子育て支援にもなります。軽減や無償化を、引き続き御検討をお願いしたいと思います。

この問題でいろいろ調べてる中で、いろんな新聞でも出てはおりますけれども、違った観点で日本農業新聞なんかもこの問題を取り上げておりました。米の消費拡大という意味でも日本農業新聞で取り上げられるということがあると思うんですが、ここでも岸田首相の次元の異なる少子化対策を実現という中のくんだりが出てきており、学校給食の無償化を急げということが書かれております。

農業新聞という農業に関する新聞ではありますが、子どもの権利条約の中にうたわれている、全ての子供には生命、生存、発達に対する権利があるということも引きまして、子供の成長を地域の食材が支える、持続可能な未来のために支援を急いでほしいということで、この社説は結びになっております。

ぜひともこんな意見なんかも御参考にいただき、引き続き御検討いただけたらと思いま

す。

続きまして、子供の医療費を無料化にということで質問をさせていただきます。

本市は、中学校までの医療費が無料化ということで、これも12月議会で話をしましたけれども、やはり高校生になってさらに部活動でけがをされるですとか、安心して学生生活を送ることが高校生になってもそれは必要であることは大事な事かと思えます。

まず、これも担当課にお聞きいたしますけれども、県内のほかの市町村の状況が分かる範囲でお答えいただけますでしょうか。

○議長（浜田和子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（長野洋高） 令和4年度の県内市町村の高校生に対する医療費助成の状況ですが、助成対象について、就労者、既婚者を除く等の条件を付している自治体も含めて16市町村で実施をしておる状況でございます。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） 12月議会でも御答弁いただきましたとおり、必要経費も含めて支出がかなりに上るということで答弁がありました。

経常経費として市の負担になるということで、慎重な検討を要することは、12月議会での市長からの答弁で理解はしておりますけれども、子育て世帯の支援という直接の効果と、子育てしやすい町として取り組むことで南国市で生活したいという子育て世帯を取り込むことにもつながるのではないのでしょうか。

市長にお伺いいたしますが、高校生の医療費の無償化について、いま一度前向きに御検討いただけないのでしょうか。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 高校生までの医療費の無償化につきましては、杉本議員がおっしゃるように、子育て支援というだけでなく、定住促進の面も効果があるかと思えます。

しかしながら、今までも申し上げたとおり、経常経費となって必要な経費が出てくるわけでございます。その経費の捻出っていうことは、やはり慎重に考えざるを得ない状況でございます。以上です。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） やはりこれも財源がということになるかと思えますけれども、昨日までの議論の中で、やっぱり本市に人口を増やす、増やすことができなくても減少幅をかなり少なくするという意味においては、やはり若者、子育て世代に来てもらう、そして定住していた

だくということが本当に求められてると思います。

西川議員なんかも触れられておりましたけれども、笠ノ川の世帯数の話も出ておりましたけれども、やはり若者がいる、子育て世代がいるということが人口の問題にとってとても重要なことだと思いますので、ぜひ御検討いただけたらと思います。

これもまた市長会の話を出して恐縮ですけれども、実はこの問題はもう15年も前に市長会の要望で出ております。少子化対策に関する国への要望の中で、既に子供の医療費無料化制度を創設するよというということで国に求めております。これが出されてから、もう15年もたっておりますが、いまだに実施がされておられません。

国が実施しないのであれば、本市が全面的に実施することは難しくても、1年生までですとか所得制限をつけてですとか、少しでも前進するように検討を求めまして、この項目での質問を終わります。

続きまして、防災について質問をさせていただきます。

この項目では、避難タワーの増設をということと、全ての人が避難をできるようにという2点で取り上げさせていただきます。

本市は、全県の中でもかなり早いほうで、避難タワーを次々と完成をさせ、この間のスポーツセンターのタワーをもって一旦は完成ということになっておりましたけれども、12月議会におきましても引き続きということで危機管理課長から御答弁をいただいております。

それから状況が変わったのか、今の現在の状況と今後の増設についての方針を、いま一度お聞かせください。

○議長（浜田和子） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 本市の津波避難対策につきましては、南海トラフ地震の新たな津波浸水想定に基づき、津波避難対策、命山を策定をいたしております。

この構想により、市沿岸部でおおむね5分で避難可能な範囲に避難場所を整備することとし、高台の避難場所37か所、津波避難タワー15基の建設及び津波避難ビル4か所の協定をもって津波緊急避難場所の整備が完了しております。

しかしながら、近年頻発する豪雨災害や土砂災害に関する新たなハザードエリアの指定など、命山構想策定時にはなかったリスクが判明しております。

このことより、令和3年3月に策定いたしました南国市国土強靱化地域計画における本市の脆弱性評価の観点から、改めて各地域の複合災害に対する対策につきまして、アクションプラン事業の追加、変更を検討しているところでございます。この中で、ハード、ソフト対策両面

の様々な取組を進めてまいります。以上でございます。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。

先日、私、十市の先日取り上げさせていただいた避難路を県議と一緒に下から上がってまいりましたけれども、40代と60代がようよう上がりまして、息を整えながら一番上で話をしたぐらいですから、地域のお年寄りの皆さんは本当に途中で諦めてしまうのではないかと思うぐらい足元も悪く、傾斜もある程度あり、距離もありという避難路でした。

やっぱり、改めて避難のまねごとをしてみて、津波が迫ってなくてもこんなに大変な思いをしたのに、これが津波が迫ってたら、もう先へ行ってもか諦めてとかということをしてしまうんじゃないかというふうな心配になるような避難路ではありました。

いざというときに全ての人が避難できるようになるためには、こういった今課長が述べられたような新たな対策はもちろんのこと、これまでに取り組んできた対策を継続することですとか維持管理などが必要かと思えます。

避難路の確保、保全をするためにはどのようなことが必要か、見解をお聞かせください。

○議長（浜田和子） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 津波などから命を守る避難路整備は、整備をすれば終了するものではなく、災害時に支障を来すことがないように、平時から逃げやすさを意識することが重要と考えます。

当然のことながら、基礎自治体である市におきましては、住民の皆様の命を守る責務があるため、整備をはじめ修繕や補修に携わる必要があります。

また、住民の皆様におかれましても、御自身をはじめ家族や周りの方の命を守るために定期的な避難訓練を実施され、逃げやすさを保つため、避難路の状態把握や清掃等の協力を願うものでございます。以上でございます。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。

沿岸地域、なかなか市内全体の高齢化率に比べまして高齢化率が高い地域が多くございます。市内の各自主防災組織の役員の皆さんによくお聞きすることは、いつまでたっても世代交代が進まず役職を引くことができない、自分たちができる防災活動は続けているけれども、寄る年波には勝てないという声が寄せられております。

自主防災組織活動の濃淡はあれども、組織の活性化が進まなければ清掃活動でさえもままた

らないということを担当課でも聞いているかと思いますが、担当課のほうではどのような対策を講じておりますでしょうか。

○議長（浜田和子） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 議員がおっしゃられるとおり、自主防災会の役員さんからは、やはり世代交代がうまく進まない、活性化が進まないというお声をよくお聞きします。

この組織活性化につながる施策をという声を受け、本年度から地域防災力の向上を図り、若い世代のふるさとを守り続ける意識の醸成を目的として、将来の地域防災リーダー育成事業、なんこく防災士養成講座を中学生対象に実施いたしました。本年度は33名の新たな中学生防災士が誕生いたしました。

今後は、地域の中心となり、地域の防災力のみならず地域のつながりにも寄与していただけるものと期待しているところでございます。

5年度におきましては、100名分の予算案を計上しておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） 御答弁ありがとうございます。

5年度予算において計上しているという御答弁をいただきました。

本市における、この若い防災士を育てる取組というのは大事なことだと思います。

私も防災士を一昨年取得をいたしましたけれども、これはなかなか講習時間もあって、実際消防署での救命講習も受けてということで、須崎に行き、安芸に行きと、あちこちへ行って何日もかけて取得をしました。なかなか覚えるのも大変ではあったんですけども、何とか取得はできましたけれども、ぜひこれ本市においてどんどんどんどん取得者が増えればいいなと思うんですけども、本市において令和4年度防災士取得のために市としてどのような対応をされましたでしょうか。

○議長（浜田和子） 消防長。

○消防長（小松和英） 消防本部としましては、防災士資格取得のために救命講習があることから、本年度6月2日、3日、香南中学校におきまして1年生から3年生まで約80人に、消防職員が講師となり普通救命講習を受講していただき、全員に修了証のほうを発行いたしております。以上です。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。

救命講習、知らない場所で知らない人と一緒にやって、なかなか緊張した思いはありますけれども、中学生においては自分たちが通う体育館において受講ができたということで、子供たちも安心して受講ができたものと思います。全員に修了証が発行されたということで、安心をいたしております。

次年度、令和5年度は100人ぐらいの防災士養成を目指しているというふうに聞いておりますけれども、1回当たりのこの講習って本当に人数が限られて、一度に受けられる講習の人数は限られておりますけれども、こんなに多くの人数が受け入れられるのかなというふうに思いますけれども、対応はどのようにされますでしょうか。

○議長（浜田和子） 消防長。

○消防長（小松和英） お答えをいたします。

普通救命講習は、基本的に受講者7名に1名程度の応急手当で指導員が必要でありますから、少し日数はかかるかもしれませんが、本年度末におきましても約200名規模の救命講習を実施予定としておりますので、防災士資格取得のための救命講習受講には問題ないと考えております。以上です。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。

私自身の経験を先ほど述べましたけれども、防災士取得の直前は、なかなか自分の居住する自治体で受けられないということが多くて、私の高知市の友人なんかは四万十町まで行ったとか、みんなでいかに遠くに受講に行ったことを自慢とか大変やったということを言い合っただのを思い出しますけれども、やっぱり自分が住んでるところで受講できるのが一番やと思いますので、なかなか多くの人数を受講させるというのは、日頃の消防業務の中でそこに時間を割いていくのは大変かと思っておりますけれども、ぜひよろしくお願い申し上げます。

全ての人が避難できるようにということで、再度避難タワーのことに話を戻しますけれども、避難タワーには、私が先ほど言いましたように高齢者の方のみならず障害者や様々な方、避難に困難を抱える方に配慮をした施設である必要があるかと思っております。

そこで、住宅課長にお伺いいたします。

避難タワーの設計で、そういった面で配慮をするなどはしておりますでしょうか。

○議長（浜田和子） 住宅課長。

○住宅課長（松岡千左） お答えいたします。

公共施設については、高知県ひとにやさしいまちづくり条例にその整備理念が示されていま

す。避難タワーも公共施設であるため、その理念に沿うよう、多くの人が避難しやすくなるよう、設計には配慮をいたしております。以上です。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。

確かに、先日完成したスポーツセンタータワーなども、そこでの特性に応じたタワーが出来上がったということで、それぞれのタワーの特性を考えられているのかと思います。

今後につきましても、今後タワーを増設されるということになりますと、その地域その特性に応じて設計や建設をしていただければと思います。

以上で防災について質問を終わらせていただきます。

次に、会計年度任用職員の雇用確保、待遇の改善をということで質問をさせていただきます。

2020年4月に導入された会計年度任用職員制度は、自治体に働く非正規職員の処遇の改善を趣旨としてスタートしました。自治体職場では、4割にも及ぶ会計年度任用職員の皆さんの力に支えられ行政運営が成り立っており、自治体公務、公共業務になくてはならない重要な役割を担っていただいております。

自治体職員が住民の命と暮らしを支える役割を発揮するためには、安心して職務に専念できる賃金、制度、処遇が必要です。人権保障のとりでである地方自治体はその立場に立ち、ジェンダー格差を解消させ、安定した行政サービスを提供できる公共を取り戻すことが必要です。正規職員も会計年度任用職員もそれは同じですという思いで、何点か質問をさせていただきます。

自治体職員は、正規職員であろうが会計年度任用職員であろうが専門性、継続性、公平性、平等性が確保されることが重要かと思います。

そういった面におきましては、再度の任用については本人の希望を前提に、公募によらず勤務実績による能力実証で行うことや、継続して働き続けられるような法整備が必要かと思えます。

ほかの自治体では、3年で雇い止めをするなど不当な取扱いをするところもあると聞いておりますけれども、南国市においてはどのような取扱いをされておりますでしょうか。

○議長（浜田和子） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 会計年度任用職員の任用期間は、1会計年度を超えない範囲内となっております。新たな年度において再度の任用が想定される場合、応募要件には任用の回数や年数が一定数に達していることなどの制限は設けておりませ

ん。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。

1会計年度を超えない範囲ということでありまして、再度の確認になりますが、1会計年度ということになると4月から3月まで365日たったところで判断をするということであって、それが2年だろうが5年だろうが特に関係がないということによろしいでしょうか。

○議長（浜田和子） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） はい。新年度において任用の場面がある場合について、その期間また任用するという対応をしております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。

続きまして、会計年度任用職員の賃金についてお伺いをしております。

これも常勤職員同様、職務と責任に基づくものが必要だと思います。この間、いろいろ私も調べてる中で、驚くべきことに地域別最低賃金を下回るような賃金で雇用している自治体も見受けられました。本市においてはどのような賃金体系になっておりますでしょうか。

○議長（浜田和子） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 会計年度任用職員の給料月額、会計年度任用職員の給与等に関する条例の給料表で定めており、その給料の月額につきましては一般職の職員の給料表の額と同じ額であります。

補助的業務を行う職であれば、給料表の1級1号給に位置づけ、9号給までの範囲で昇給することとなります。位置づけにつきましては、経験年数等前歴を加味して行っております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。

これもちょっと確認をさせていただきますが、今の質問の中で私言いましたけれども、まさかとは思いますが、本県の最低賃金を下回ったような給料表にはなっていないかどうかの確認をさせていただきます。

○議長（浜田和子） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） はい、なっておりません。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。

自治体職員の賃金を最低賃金と比べるのは本当に甚だ失礼かとは思いますが、念のため確認をさせていただきました。

続きまして、会計年度任用職員の給料表の改正について、これも12月議会の私の賛成討論で触れさせていただきましたけれども、人勸に基づいて提案をされて、正職員であれば4月に遡って、年度頭に遡って遡及をすることがされておりますけれども、会計年度任用職員についてはいかがでしょうか。

○議長（浜田和子） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 会計年度任用職員に係る給料表の改正における遡及適用につきましては、従前の臨時職員の給料表の改正と同様、翌1月から適用しております。遡及適用につきましては現在しておりませんので、今後検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。

やはり、同一労働同一賃金ということも国でも盛んに言われております。もう国際的な流れにもなっておりますので、一度この年度についてはこの賃金にやっぱり是正するべきだということを決めるのであれば、正職員と同様に4月まで遡及する必要があるということが大事だと思いますので、検討していくという御答弁でしたので、前向きに御検討をお願いできればと思います。

続きまして、会計年度任用職員の手当、休暇制度については、この会計年度任用職員制度が始まる前と比べてどのように改善がされておりますでしょうか。

○議長（浜田和子） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） まず、会計年度任用職員の手当につきましては、期末手当は任用期間6か月以上1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者に対し常勤職員と同じ率で支給しており、臨時職員の時より増額となっております。勤勉手当につきましては、現在のところ地方自治法では制度がありません。ですので、支給はしておりません。

しかしながら、支給を可能とする法改正につきまして今国会に提案されておりますので、法改正となりましたら対応したいと思っております。

また、休暇制度につきましては、年次有給休暇の日数が最大12日でありましたが、12日から20日になり、また繰越しにつきましては、その繰越しがありませんでしたけれども、繰越しも認められるようになっております。

産前休暇、産後休暇が有給の休暇となり、また出産補助休暇が新設されております。夏季休暇につきましても、対象者を拡大しております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。

今、休暇のことが幾つか上げられましたが、産前産後休暇は女性を取る休暇だと思いますが、出産補助休暇については、これは男性が取得するものという認識で構いませんか。

○議長（浜田和子） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） はい。出産に伴い、その補助をするということで、男性が取得するような形になります。以上でございます。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。

私も子供の出産のときに、若干の日数でありましたけれども取得をさせていただいて、特に家において何をするかと言われて、特に何をするというだけでもないですが、でもおったらおっただ、あれをしてほしい、これをしてほしい、飯を作ろうとかか、買物行こうとかか、泣いたらあやそうとかか、特に生まれた直後はしょっちゅう泣いてますので、じゃあちょっとあまり泣かせるのはあれやから僕がちょっと連れ出そうとかか、本当に細々としたことで、男が、夫がこういう休暇をしっかりと取るということは、南国市の将来にとって大事なことだと思うんです。

それは、やっぱり市役所が率先してやるべきことだと思いますので、この出産補助休暇の新設っていうのは非常に大事なことだと思います。ぜひこれも充実させて、これも全国的によく言われておりますけれども、例えば5日ばあ取ったらみたいなことを上司から言われて洪々取るみたいなそんなことではなくて、しっかりと取ってもろうて、5日ぐらい家におられたら逆に邪魔やということもあるかと思っておりますので、しっかりと休みが取れるように、それは庁内を挙げて進めていただけたらと思います。

ただ、この休暇について、新設そのものは大事なことだと思いますけれども、今お聞きしたところではまだまだ正規職員と休暇については日数が違ったり、あったりなかったりということもあるかと思っております。

やはり、しつこいようですが同一労働同一賃金ということが原則にされるべきだと思いますので、引き続きこれについては御検討もいただけたらと、財源面はもちろん大事だと思いますけれども、御検討いただけたらと思います。

また、国会で法案が提案されてるということでもあります。今まで勤勉手当についてはどうして私たちにはないということが寄せられていたかと思いますが、ぜひこれは法改正がされましたら、制度として提案していただきますようお願い申し上げます。

繰り返しになりますけれども、同一労働同一賃金が大事なことでありますけれども、そもそもこの地方自治体が行うべき業務というのは、本来常勤職員が行うべきだと思います。会計年度任用職員の任用については、本人の希望もあるかとは思いますが、できる限り期間の定められた業務など限定的な任用にするべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（浜田和子） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 議員のおっしゃるとおりであると思います。

しかしながら、現在のところ厳しい財政状況の中で、長期的な計画を持って、簡素で効率的な財政運営と市民サービスの向上に取り組む必要があります。その中で、職員の定数の適正な管理も行っていかなければならないと思っております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。

今議会に当たって、新年度予算案の説明も受けた中でも、借金をできるだけ返していくですとか、健全な財政運営に努めている執行部の皆さんの姿もよく分かります。分かりますけれども、やはり市役所に来る、市職員に接するときに、やはり温かく接してもらえ、余裕を持って接してもらえということが大事やと思います。

これはほかの自治体ですけれども、市役所の中へ入っても一つも挨拶してくれんとか、電話かけてもぞんざいな対応をされて、もう相談するのも嫌になったとかという自治体も聞いております。本市においてはそういうことは決してないとは思いますが、余裕のある職場づくり、労働環境ということが大事やと思いますので、引き続きそういった線をお願いできたらと思います。

この項目の最後に市長にお伺いをいたします。

やはり先ほどから財源の話が出ておりますけれども、これも処遇改善のためには国が必要な財源を保障するべきだと思いますけれども、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 会計年度任用職員の雇用の安定、また処遇の改善は、それは必要であると思います。その処遇改善の内容にもよりますが、必要な財源というのは本市のことに限ったわけではございませんので、しっかりと国のほうで財源措置をしていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。

市長のほうから、会計年度任用職員の処遇の改善が必要であるという御答弁もいただきましたし、国のほうでということ御答弁をいただきました。

なかなか自主財源を確保していくというのは、ふるさと納税が少しあるにせよ、なかなかこれも大変なことだと思います。財源確保に引き続き臨んでいただくのと同時に、このことについても引き続き国に対して御要望していただきますようお願いをいたしまして、この項目を終わらせていただきます。

続きまして、保育所、保育園からのおむつ持ち帰りについて取り上げさせていただきます。

これまでも何人かの議員からこのことについて質問が出ておりました。本市は、車で送り迎えをするということが多いかと思えますけれども、少なくない方がやはり電車を利用されたりNACOバスを利用されてお迎えに行くなどの保護者も見受けられます。子供のおむつを持って、汚物を入れたまま、その後、公共交通機関に乗らなければならない、スーパーに行かなければならないということを考えますと、やはりそれはちょっとどうかなという思いがいたします。

本市においての、使用済み紙おむつの処分についてどのような状況なのかと、取組についての進捗状況をお聞かせください。

○議長（浜田和子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（長野洋高） 杉本議員の御質問にもありましたとおり、この件につきましてはこれまでも御質問いただきました経過もでございます。

公立保育所におきまして、使用済み紙おむつの園での処分について、実施に向けて検討を行ってきました。現在、臭気漏れ軽減対応のダストボックス、屋内用合計11、屋外用合計6を80万6,520円で購入、各園の状況に合わせて配置を行っているところです。

これによりまして、公立保育所では4月からの園での使用済み紙おむつの処分に向けて、今現在、各園で取扱いについて準備を行っているところでございます。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） 御答弁ありがとうございます。

購入をされて配置を行っているという御答弁をいただきました。

私もこの問題を調べていて、ほかの自治体で1基何十万円なんていうものが出てきたので、これは全部の園に配置するのは大変だなと思っていたんですけども、そんなに本市の場合は全部合わせて80万円程度ということですので、あまり高くなくて安心しております。

それで、今回実施をされるという御答弁をいただいて、多くの保護者の方に喜んでいただけるのかと思います。

この今回の取組の実施について、保護者の皆さんへの周知をどのように行いますでしょうか。また、使用済み紙おむつをやはり今までどおり持ち帰りたいという希望をする保護者の方がいらっしゃるのなら、その御家庭への対応はどのように行いますでしょうか。

○議長（浜田和子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（長野洋高） 4月からの実施に向けて現在準備を行っているところでございます。準備が整いましたら、対象の保護者の皆様にお知らせを文書で発出させていただくことを考えております。

また、使用済み紙おむつの持ち帰りを希望される御家庭につきましては、個別に対応させていただくことになるかと考えております。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。

年度が替わって4月1日からぜひやっていただければありがたいとは思いますが、新年度というのは、役所の皆さんも大変お忙しいかと思っておりますけれども、保育所、保育園に入所する子供の保護者の皆さんも一気に環境が変わり、働き方も変わりということで、大変な時期だと思います。変わるのであれば、ぜひ4月1日に合わせていただけたらというふうに思っておりますけれども、それが大変であれば、できるだけ早い時期に実施をしていただけるようお願いいたします。

さて、今、公立保育所では園でのおむつの処分を行っていただけるという御答弁がありましたけれども、民営の保育園等では園での処分もしくは保護者の持ち帰りということで施設ごとに対応が違っていると私のほうでは聞いております。

本年、令和5年1月23日付の厚生労働省及び内閣府より、保育所等における使用済み紙おむつの処分について事務連絡が出されております。その中で、保育所等において使用済みおむつ

の処分を行うことが推奨されております。担当課として、今後の民営保育施設での対応についての見解をお聞かせください。

○議長（浜田和子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（長野洋高） 民営保育施設につきましては、それぞれの状況や方針があるかと思えます。今後、施設からの相談等があった場合には、対応を検討していきたいと考えております。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。

子供を保育所、保育園に入れるに当たって、私も申込書を担当課に出したときに、2個ばあ書いちゃけばいいかと思って出したら、いや、足らんと。もう第6希望、第7希望まで書いてくれと言われた思いがあって、そんなに入るのは大変なのかということと、今になってこのおむつの問題で話をすると、そういう意味では公立になるのか民間になるのか、親御さんが選べる、完全に希望が通るわけではないので、やはり方針等もあるかとは思いますが、相談とかがあれば、お金の面なども含めて、ぜひ相談に応じていただけたらということをお願いをいたしまして、この問題を終わらせていただきます。

最後に、公共交通について話を移らせていただきます。

先日、本市においてパブリックコメントが募集された南国市の地域公共交通計画ですとか国会に提出されている法案に触れて質問しようと思いましたが、初日の今西議員とのやり取りでかなり細かく私が聞きたいことを質問をされておまして、御答弁もいただいております。ですので、私のほうでは質問を割愛させていただきたいと思えます。

昨年の12月に日本共産党が公共交通に関する提言を発表しましたことを御紹介をいたしまして、今議会における一般質問をこれにて終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（浜田和子） 12番有沢芳郎議員。

〔12番 有沢芳郎議員発言席〕

○12番（有沢芳郎） 12番有沢です。無所属です。よろしくお願いします。

まず、南国市の福祉政策について質問します。

南国市の福祉事務所には、こども相談係、障害福祉係、地域福祉支援係、保護係と4つの係に分類されております。

障害者のための制度で、南国市が独自にやっている制度があれば教えていただきたい。

○議長（浜田和子） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 南国市独自の制度ということでございますけれども、ほかにやっておる市町村もございますので、うちだけの制度というものでもないですけども、南国市が援護の実施者となる障害者で、市内に住所を有し身体障害者手帳の等級が該当する方は、年間1万2,000円のタクシー券、もしくは給油券のどちらかを支給をしております。

令和3年度ですけれども、約900名の方の利用がありまして、障害福祉計画の策定の際のアンケートでも多くの方から感謝の声が寄せられておりました。

また、令和4年度から、南国市重症心身障害者在宅レスパイト事業を始めております。

この事業は、介護を行う家族等の休養を図るために、訪問看護ステーション等に属する看護師を自宅に派遣し、家族が行っている医療的ケアを一時的に一定時間ですけれども代替するもので、市民要望があったことから始めたものです。高知市に続きまして、本市が2番目に開始をしております。

○議長（浜田和子） 有沢芳郎議員。

○12番（有沢芳郎） 障害者で車椅子を無償でレンタルしてくれる制度が南国市にはありません。隣の高知市には、その制度があります。ぜひ南国市でも車椅子を無償でレンタルする制度をつくっていただけないでしょうか。

○議長（浜田和子） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 高知市では、介護保険の被保険者でない身体障害者手帳を保持する方に対しまして、1か月の期限で車椅子を貸与する制度がございます。問い合わせましたところ、毎年数件の利用申請があるようでございます。

本市でも、今回質問いただきまして調査したところ、数年前にある企業様からまとめて車椅子等の寄附があったこともありまして、予備の車椅子が数台ございました。今後、修理点検を行いまして、貸出し実施要綱等を整備いたしまして、貸出しに向けて準備を行ってまいります。

なお、南国市社会福祉協議会でも、介護保険を利用されていない方につきましては、こちらは7日間が限度ですけれども貸出しを行っておりますので、今後につきましては、その制度につきましても併せて周知を図ってまいります。

○議長（浜田和子） 有沢芳郎議員。

○12番（有沢芳郎） 御答弁いただきましてありがとうございます。

このように、速やかに対応していただけると非常にありがたいです。ほんまにありがとうございました。

続きまして、開発許可申請の手続で、開発行為許可申請書の図書一覧表で官民境界協定書を提出しなければなりません。しかし、地籍調査が済んで座標値が測量図にあり法務局に登録している場合はその必要はないと追加文言を加えるべきだと思います。

昭和36年、宅地造成規制法、今から約60年前ですが、できたときにはGPSで測量はしていません。しかし、今、令和の時代は全てGPS測量でないと法務局に登録ができません。時代により技術は発展していますので、60年前の提出条件を見直すべきだと思いますが。

○議長（浜田和子） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 開発区域が市道、農道、水路など、市が管理する土地に入り込んでいないかを確認するために、開発許可申請書に官民境界協定の写しを添付していただいておりますが、現在では地籍調査が終わっている土地につきましては、隣接境界線証明でも可とする運用をしております、簡素化を図っているところでございますので、地籍調査が終わっている土地につきましては、官民境界協定書の写しではなく隣接境界線証明でも可とすると添付書類の説明を明確に周知してまいりたいと思っております。

○議長（浜田和子） 有沢芳郎議員。

○12番（有沢芳郎） 官民境界協定書と隣接境界線の違いは、じゃあ何ですか。

○議長（浜田和子） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 官民境界協定書っていうのは、例えば開発区域がありまして、それに市の例えば市道が隣接しておったら、その市道の向こう側の方との境の所有者の方全員に立会していただいて、全員の方に判をいただかんといかんになってますけれども、隣接境界線証明といいますと、これはもう既に地籍調査が終わっているところは、そういった立会が終わっていて座標が分かっていますので、開発する区域と市道に接するところだけの座標を現地に落として、それで土地家屋調査士と本市の建設課の職員が立会したら、そのその線で間違いないという証明を出すものでございます。

○議長（浜田和子） 有沢芳郎議員。

○12番（有沢芳郎） 結局、簡単に言えば全部の境界が要らなく、一部だけの境界の確定でええという話なんですよ。これやと、官民境界協定書とそんなに変わりがないんです。要は、平成28年度にGPSの測量精度が非常に格段に上がりまして、要するに日本でも人工衛星が増えまして世界座標に今なってるんです。だから、座標値が狂うことはまず100%ありません。そういう今、技術が進歩しているんです。

だから、これについては地籍調査課の課長なんかが一番その技術の発展については御存じだ

と思いますので、ひとつ建設課、都市整備課、地籍調査課で検討していただいて、これに文言を加えるよう努力をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

次に、農地法の規制がどのように緩和されているか教えていただきたいと思います。

○議長（浜田和子） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（弘田明平） 令和4年5月27日に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が制定されまして、その中で農地法第3条に定める下限面積要件が廃止となり、令和5年4月1日から施行されます。

農地法第3条によりまして、耕作目的で農地を取得する場合、農地を効率的に耕作すること、法人の場合は農地法に基づく一定の要件を満たす農地所有適格法人であること、農地を取得するもの、またはその世帯員等が農作業に従事する日数が年間150日以上であること、地域の農地の集団化、農作業の効率化、農地の効率的、総合的な利用に支障が生じないこと、そして新たに取得する農地を含め市町村で定めた下限面積以上の農地を耕作することなどの許可要件が定められております。

最後に申し上げました下限面積の要件のみが廃止となります。

○議長（浜田和子） 有沢芳郎議員。

○12番（有沢芳郎） これは、前に私が議会で質問した、南国市が一番規制が大きい、5反以上ないと駄目やという規制をここで質問させていただいたときに、武市農業委員会長が検討しますということで答弁していただきまして、下限面積が廃止になった。非常に素晴らしいことだと思います。

しかし、この150日以上農業に従事してなければならないと言っていますが、これから農地を買う人がどうやって150日従事できるんですか、そこのあたりもう少し詳しく説明してください。

○議長（浜田和子） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（弘田明平） 150日の従事要件につきましては、農地法第3条第2項第4号によりまして、農地の所有権等の権利を取得しようとするものが、その取得後において行う耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事するとあります。

よって、新規に就農する場合など、農地を初めて取得する場合においても、営農計画として何日従事するかを申請していただくということになります。以上です。

○議長（浜田和子） 有沢芳郎議員。

○12番（有沢芳郎） すいません、私も果樹園農家をやっておりますけれども、果樹園農家

とかショウガ栽培している農家は、150日も従事していません。そういう場合、どうするんですか。

○議長（浜田和子） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（弘田明平） 具体的な従事日数につきましては、農林水産省事務次官通知におきまして、年間150日以上である場合に農作業に常時従事すると認めるとあります。また、同通知によりまして、年間150日未満でありましても、当該農作業を行う必要がある限り、当該農作業に従事していれば常時従事と認めるとするとありますので、申請する経営作目により従事日数の判断は変わるものと理解しております。

○議長（浜田和子） 有沢芳郎議員。

○12番（有沢芳郎） どうもありがとうございました。

南国市は農業が非常に大事ですので、今後ともよろしくお願いします。

それでは、南国市の新図書館について質問します。

新図書館はどこまで進んでいますか。

○議長（浜田和子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 新図書館整備の進捗状況についてお答えいたします。

令和4年から5年の2か年で用地取得と移転補償を終わらせる計画で進めており、令和4年度には、予定していた契約は予定どおり完了いたしました。

借家人の移転につきましては、全16世帯のうち13世帯の方の移転が完了しております。

令和5年度に残りの用地取得を進め、令和5年度中に造成工事に着手する計画となっております。

○議長（浜田和子） 有沢芳郎議員。

○12番（有沢芳郎） 市民の声はどこまで採用されたでしょうか。

○議長（浜田和子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 令和3年度に基本設計を基にしたパブリックコメントを実施し、多くの御意見をいただきました。また、同じく令和3年度に市内の各小中学校、高等学校、保育施設等を通じて要望調査を実施し、御意見をいただいております。

これらを踏まえて、建築、設備に関する御意見は、実施設計を進める中で可能な限り反映させてまいりました。また、蔵書やサービス面での御意見につきましても、開館に向けて可能な限り反映できるよう準備、検討してまいりたいと考えております。

○議長（浜田和子） 有沢芳郎議員。

○12番（有沢芳郎） 私は、2月に読谷村、いわゆる村なんですけれども、ここは人口は4万1,000人以上おります。この読谷村にPFI事業を採用した企画担当課の職員に説明してもらいました。

村なのに人口が4万1,000人いますと。説明によると、従来の事業とPFI事業を比較検討することが大事で、どちらがメリットがあるか検討するのです。検討されたでしょうか、南国市は。お答えください。

○議長（浜田和子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 新図書館整備に当たりましてPFIを採用するかどうかの検討は行っておらず、当初から市主体で整備する計画で進めてきております。

○議長（浜田和子） 有沢芳郎議員。

○12番（有沢芳郎） 読谷村がPFI事業に取り込んだ理由は、生涯学習の場がうまいこといかない、おもてなしの心が職員には薄い、モチベーションが低い、やってもやらなくても給料はもらえる感覚、2万3,000人が来る図書館で4,000万円の維持管理費がかかっています。

南国市の図書館は何人来ているか、また維持費は幾らかかっているか、職員は何人で運営しているか教えてください。

○議長（浜田和子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 直近の令和3年度の来館者数は約3万4,000人となっており、1日当たりの平均来館者数は123人となっております。

維持費についてですが、直近の令和3年度の決算額で申し上げますと、図書館費、図書購入費、建物の維持管理費、会計年度任用職員の報酬などに当たりますが、2,938万4,000円、また図書館職員人件費が1,457万円となっており、合計で4,395万4,000円となっております。

運営体制につきましては、現在の南国市立図書館は職員合計11名で運営しております。内訳は、正規職員が館長を含めて2名、再任用職員2名、会計年度任用職員が7名となっております。

○議長（浜田和子） 有沢芳郎議員。

○12番（有沢芳郎） ほぼ読谷村と同じ維持管理費です。読谷村も約4,000万円維持管理がかかっているということなんです。

要するに、4万1,000人の人口と4万6,000人の人口も図書館に係る維持費はほとんど一緒なん。そこらあたりをよく検討していただいて、今後の公民館運営に取り組んでいただきたいと思いますが、年間何時間、ではうちの図書館は開館しているのでしょうか。

○議長（浜田和子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 令和3年度は、年間279日開館いたしました。1年間の時間に換算しますと、2,133時間開館しております。

○議長（浜田和子） 有沢芳郎議員。

○12番（有沢芳郎） 読谷村は年間にして2,223時間、年に。これがPFIになると年間4,368時間になります。そして、開館時間が同じように8時から18時まで、火曜日から金曜日、土日は10時から17時までで、要するに10時間から22時間に運営が変更になっております。

このように、PFI事業だと民間に対するアフターサービスが格段に違っております。だから、うちもPFI事業についてやはり検討するべきじゃないかと思っております。これは、今すぐ言うても、はい、分かりましたというわけにはいかんでしょうけれども、一応市長、念頭に置いていただいて、今後の運営に少しでも考えていただければありがたいと思っております。

そして、生涯スタイルに寄り添う図書館による構想を、では聞かせてください。

○議長（浜田和子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 南国市の新しい図書館においては、現在の図書館が駐車場やフロアも狭く、閲覧席なども少ないことから、まずは市の規模にふさわしい施設を整備し、市民が必要とする情報提供をしっかりと行っていきたいと考えております。

また、子供からお年寄りまで多様な世代の方が読書に親しめるよう資料の充実に努めるとともに、学習のためのグループ学習室や、市民の皆さんの集いの場となる集会室なども整備する計画となっております。

図書館の基本的な役割である情報提供を充実させるとともに、幅広い世代の方が居心地よく過ごせる図書館となるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（浜田和子） 有沢芳郎議員。

○12番（有沢芳郎） 図書館のサービスを利便化、いわゆるDX化を考えているか、スマートフォンで検索できるか教えてください。

○議長（浜田和子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 蔵書検索につきましては、自宅のパソコンやスマートフォンで検索をしたり、自身の貸出状況を把握したりすることが可能となっております。

DX化につきましては、市全体の南国市DX推進本部会の中で検討していきたいと考えております。

○議長（浜田和子） 有沢芳郎議員。

○12番（有沢芳郎） では、電子書籍にはなっておりますか。

○議長（浜田和子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 現在のところ電子図書館は導入しておらず、現時点では新しい図書館においても導入する計画はございませんが、御提案いただきました事例も含めまして、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（浜田和子） 有沢芳郎議員。

○12番（有沢芳郎） 著作権の問題は発生しなかった、経費の理論だけでなく市民にどれだけ受け入れられているかを考えると、ウェートが重い考え方を尊重することが大事、凸凹をつけてやるのが行政の経営ですと説明してくれました。

南国市の市長の考えをお聞かせください。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 図書館につきましては、現在の不十分な設備やスペースの中で、市民の方も利用しづらく、ゆったりと過ごせるスペースもないことから、まずは市の規模にふさわしい図書館を整備することが先決と考えてまいりました。

図書館の基本的な役割であります情報提供、地域の中の情報拠点としての役割を果たせるような設備と資料を充実させるとともに、様々な世代の方がゆったり過ごせて、集いの場ともなるような施設を整備していきたいと考えております。

電子図書館につきましては、全国的にも導入事例が増えつつあるということでもあります。

現在、高知県の中では、高知県と高知市が共同で建てられましたオーテピア、そちらに約6,400タイトルの電子図書が整備されておるといってございまして。そちらはもちろん県立の施設でもございまして、県民、もちろん南国市民も活用できるということで、そちらは活用していただきたいと思っております。その上で、南国市の図書館におきます電子図書ということの導入につきましては、今後検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 有沢芳郎議員。

○12番（有沢芳郎） どうもありがとうございました。

それでは、南国市のコロナ対策について質問します。

最近、雑誌でコロナワクチン接種に疑問を抱き、警鐘しております。

2021年12月29日、週刊新潮が、コロナワクチン不都合なデータ、ワクチン接種後に死亡するケースが2,000件近くも報告され、追加接種を幾ら進めても感染は広がるばかり。1月5日、アメリカ当局が認めたコロナワクチンの闇、FDAが慌てる接種後の増加、命に関わる病とは、

コロナワクチンの不都合なデータ。1月19日、アメリカ流紙ウォールストリートジャーナルも、報道コロナワクチンの暗部、ワクチン接種者のほうが感染しやすい、調査の内容。1月26日、世界的権威がコロナワクチンに警鐘、追加接種見直しを。2月9日、接種死亡1か月で47件増加、不都合なデータから目を背けるデジタル大臣。

女性セブンで、ワクチン接種と不気味な死者激増、接種開始の時期と死者の増加の時期が一致、ワクチン死とコロナ死は似ている。2月2日、ワクチン大国日本が感染者世界一、死傷者激増、ひど過ぎる理由、ワクチンはコロナ禍における感染拡大の切り札と目されてきたことが、ここに来て目を覆いたくなるデータが次々に報告されている、接種率が高い国こそ感染者が増加している、ワクチン接種についてももう一度考える時期に来ているのかもしれない。

日本週間感染者数118万232人、アメリカでは46万2,944人、韓国では35万4,924人。人口100万当たりの週間感染者数、日本9,432人、アメリカ1,394人、韓国6,874人。100人当たりのワクチン接種回数、日本301回、アメリカ200回、韓国250回、以上上位3か国とワクチン接種回数であります。

厚生労働省の発表によりますと、2022年11月11日、ワクチン接種後死亡1,910人、副反応報告、医療機関より3万5,093人、うち重篤患者7,933人。因果関係を証明するのは解剖だけで、解剖されたのはたったの115人、解剖しないと因果関係を証明する手段がない。テレビや新聞は大事なことを伝えていない。

そこで、南国市の推計人口をまず教えてください、2月1日現在。

○議長（浜田和子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 南国市の推計人口は、2月1日現在4万6,292人です。

○議長（浜田和子） 有沢芳郎議員。

○12番（有沢芳郎） 自然増減の推移と、コロナワクチン接種後に異常に死亡率が増えています。どのように判断しますか。

○議長（浜田和子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 令和3年4月から、65歳以上の高齢者の方に新型コロナワクチンの接種を開始し、多い方では初回接種を2回、追加接種を2回、オミクロン株対応ワクチンによる追加接種を1回と、この2年間に5回のワクチンの接種を行っています。

南国市の新型コロナワクチン月別接種者数のピークは、初回接種につきましては、令和3年7月から9月で3か月連続1万1,000人を超えています。追加接種のピークは、令和4年2月で9,201人、オミクロン株対応ワクチン接種のピークは、昨年令和4年12月の7,721人となって

います。

高知県の推計人口の死亡者の多い月は、令和4年1月、8月、令和5年1月となっており、全てが接種者数の多い月と重なっているわけではありませんので、コロナワクチンの接種後に異常に死亡数が増加しているとするのは難しいのではないのでしょうか。以上です。

○議長（浜田和子） 有沢芳郎議員。

○12番（有沢芳郎） 特に、令和5年1月の死亡者数は、では何人でしょう。

○議長（浜田和子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 76人です。

○議長（浜田和子） 有沢芳郎議員。

○12番（有沢芳郎） 高知県では、全体で1,360人死亡しております。そして出生率、いわゆる子供が生まれたのが290人です。高知県全体で1,070人も1月に死んでおります。この1月に異常に死亡率が多い理由は何だと思えますか。

○議長（浜田和子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 過去5年間の本市の1月の死亡者数の推移は、令和4年が51名、令和3年が57名、令和2年が56名、平成31年が64名、平成30年は80名となっており、いずれの年も前後の12月、2月と比べると、1月は死亡者が多い傾向にあります。

全国的なデータでも、1月は死亡者が年間を通じて一番多く、循環器系疾患である心疾患や脳血管疾患が寒い時期に起こりやすいため、死亡者が多いのではないかと思われます。以上です。

○議長（浜田和子） 有沢芳郎議員。

○12番（有沢芳郎） 高知県の人口の推定表がここにあるんですけども、要するにこの異常に多い月はワクチンを接種した月なんです。いわゆる3回ほど異常に人口の自然減少が増えております。その増えた3回、4回、5回と接種を打った中で、1月が異常に多いのは5回目にワクチンを打った月なんです。これがワクチンと因果関係がないとは、なかなか我々素人も推定しにくい。このワクチンを接種した副作用で死んでるんじゃないかと私は考えております。

なぜならば、これは基礎疾患、いわゆる心臓にいろんな病気を持ってる人、こういった人の抵抗力が低下しているために死んでると判断している医者が非常に多い。特に、京都大学の教授福島先生、新聞というか国に対してデータの開示の要求をしています。厚生労働省がその死亡の因果関係を全部開示請求しても出さないなので、裁判に踏み切りました。

しかし、そんな報道は一向にマスコミはしません。いわゆるマスコミ関係の方がもっと真摯に受け止めていただいて、このワクチンとは何でしょうねと。データに非常に疑問がある、解剖もほとんどしない、これが我々国民にとっては非常に不安なんです。厚生労働省は一向に開示をしません。

だから、私はここで声を大にしてコロナワクチンについてももう少し真摯に受け止めていただいて、ちゃんとした対応を国と協議していただいて、見直すべきところは見直すようにしていただきたいというのが私の意見です。

そこで、補償に対して、泉大津市の南出市長がコロナワクチン後遺症への医療費の自己負担3分の2を市が負担していますが、南国市はどのような支援があるでしょう。

○議長（浜田和子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 南国市では、平成21年度に南国市予防接種健康被害見舞金等交付要綱を制定しており、新型コロナワクチンも含むそのほかの予防接種に起因すると認められる副反応による健康被害を受けた方に、見舞金または弔慰金を交付しています。

申請対象となるのは、泉大津市と同じく、国の予防接種後健康被害救済制度の申請請求が認められた方となり、医療見舞金として、医療を受けた日数により5万円から30万円の額が給付されます。

新型コロナワクチン接種開始後、この制度を利用して既に支給された方が3名、国の認定待ちの方が現在4名いらっしゃいます。以上です。

○議長（浜田和子） 有沢芳郎議員。

○12番（有沢芳郎） 最後に、5月末、国は週に150本以上の接種を4週間以上継続した医師に対し、ワクチン接種の医師に1回当たり5,070円の報酬を支払うと公表したんですが、これは本当ですか。

○議長（浜田和子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 厚生労働省は、医療機関での新型コロナワクチンの個別接種を促進するための財政支援として、新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業を行っています。

内容は、接種1回当たりの単価2,070円に対し、週100回以上の接種を4週間以上行った場合、接種回数に対して1回当たり2,000円を、週150回以上の接種を4週間以上行った場合、接種回数に対して3,000円を加算するもので、医療機関は都道府県へ加算分の補助金の申請を行います。

当初は、令和3年5月から7月までが対象期間でしたが、現在は令和5年3月まで延長されています。以上です。

○議長（浜田和子） 有沢芳郎議員。

○12番（有沢芳郎） 新型コロナワクチン接種事業にかかった費用は一体幾らでしょうか。

○議長（浜田和子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 令和3年度の支出は、4億6,036万円となっており、主な支出は接種券の印刷業者、会場設営業者、予約コールセンターへの委託料、医療従事者への報償費、医療機関への予防接種委託料、備品購入費、通信運搬費となっています。

令和4年度は、3月6日現在、2億2,730万3,000円となっております。

この事業費につきましては、国庫支出金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金より全額補助されます。以上です。

○議長（浜田和子） 有沢芳郎議員。

○12番（有沢芳郎） コロナワクチンについては、私は非常に疑問を持っております。できたら、接種はやめていただきたいというのが本音です。このワクチンの接種に根拠はないと私は思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浜田和子） 20番福田佐和子議員。

〔20番 福田佐和子議員発言席〕

○20番（福田佐和子） 日本共産党の福田でございます。よろしくお願ひいたします。

通告してありますのは、1、まちづくりについて、2、MIARE!と図書館の職員について、農協の統廃合について、マイナンバーについて、保育行政について、県産材の利用についてお聞きをいたします。

東日本大震災からはや12年がたちました。未曾有の被害に遭われ命を奪われた皆様、そして残された皆様に心からお悔やみとお見舞いを改めて申し上げたいと思います。

今も御遺体が見つからないままの方が大勢おられますし、原発のために戻りたくても戻れないのが今の状況です。

こうした中で、原発事故の処理水を海に放出しようとしています。その上、これだけ多くの命を、そして暮らしを奪ったにもかかわらず、原発をやめようとしないうる無神経な国に対して、改めて強い怒りを覚えます。人の力では絶対に始末のできない原発は、直ちにやめるべきです。

2011年3月11日、私たちにとっても忘れてはならないこの日を肝に銘じながら役目を果たし

たいと思います。

質問の前に、一言お礼を申し上げます。

日本共産党議員団は、毎年、市長に対し新年度予算について要望書をお渡しをしております。23年度も64項目にわたり要望をいたしました。それぞれに、市長、そして担当課から丁寧な今後の取組や、そして見通しを回答していただきました。議員団を代表し、心からお礼申し上げます。

この要望書は、全て市民の皆さんから寄せられ、そして積み上げられたものです。一気にいきませんが、1つ、2つと毎年実現できることを願っております。丁寧な御回答をいただき、本当にありがとうございました。

特に、今年は今国が進める軍事費増大で大軍拡を目指している中、憲法を守ることを毎年市長も同じような思いで答えておられます。市民の皆さんと共に、本当にほっといたしました。ありがとうございました。

質問を通告をしております順番についてお聞きをいたします。

まず1点目は、まちづくり計画についてお聞きをいたします。

既に質問も出されておりますし、答弁も明らかになっておりますので、私のほうからは2点お聞きをしたいと思います。

まず1点目は、都市計画道路から後免駅までのシンボルロード計画について、商店街でお店を営業しておられる方、あるいは居住しておられる皆さんにとっては、町を二分をされることとなりますので、大変深刻なこともたくさんございます。さきの質問で出されたように、いろいろ心配や懸念が多いのは事実です。

この計画について、心配されておられる皆さんの希望や声をどんな形で聞いて進められてこられたのか、お聞きをしたいと思います。全戸聞き取りをしたのかどうか、併せてお聞きをいたします。

さきの答弁では、検討委員会で検討してということでしたけれども、関係する地元の皆さんが入り、反映されているのかどうか、併せてお尋ねをいたします。

○議長（浜田和子） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） シンボルロード等基本構想の策定に当たっては、市民の皆様の思いやアイデアを基本構想の参考とさせていただくために、ホームページや広報でアイデア募集を実施したほか、南国市シンボルロード検討会、ワークショップを2回開催し、様々な御意見や御提案をいただきました。

今回の基本構想の策定には、後免町商店街の住民全ての方に御意見をお伺いしたわけではございませんが、地元住民の声を幅広くお聞きするために、南国市シンボルロード検討会、ワークショップのメンバーに地元の老人クラブ連合会の方が3名、住民代表の方が3名、子供会の方が2名、商工関係者の方が3名、そのほか高知高専、農業高校、東工業高校の生徒さんにも各2名ずつ入っていただきまして、2回のワークショップを行い、御意見や御提案をいただいたところでございます。

また、この基本構想の素案につきましても、先月、住民説明会を実施いたしまして、御意見や御要望を頂戴したところでございます。

いただきました御意見や御提案をできる限り基本構想に反映してまいりましたので、今回の基本構想は地元住民の方や商店のお声を反映しているものと考えております。

○議長（浜田和子） 福田佐和子議員。

○20番（福田佐和子） 地権者である地元の皆さんの御意見が全て入っていないというふう
に受け止めてよろしいですか。

こうした地権者である皆さんと、そこに住んでおられる方の声が反映をされなければ、なかなか一緒にまちづくりをしましょうということにはならないと思いますが、今後も聞く機会、あるいは聞き取りをする予定はありますか。

○議長（浜田和子） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） シンボルロード等の基本構想につきましては、住民の代表の方の検討会で御意見をお聞きし、全てを反映したものではございませんが、できる限り反映できるものは反映してやってまいりましたところでございます。

この後につきましては、基本構想案の次に実施設計をするようになっておりますので、実施設計の中でもしそういった反映できる場所があれば、その実施設計にまた盛り込んでいきたいというふうに思っております。

また、そのほかのこういった計画につきましては、当然、住民の皆様の御意見を聞きながら、できるだけ反映させていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 福田佐和子議員。

○20番（福田佐和子） この計画に影響のある後免町西から東、北は舟入川沿い、南は電車通りまでの間にガス屋さん、洋品店、青果の店、事業所、理美容院が5軒、病院3軒、ハイヤーが2軒、介護事業所2軒、補聴器センター、薬局が2軒、時計屋さん、飲食店5軒、ケーキ屋さん、仏具店、電気屋さん、本屋さん、金物店が2軒、新聞販売店が2か所、生活用品から

食材まであるストア、子供の塾、お総菜屋さん、クリーニング屋さんなどがあります。少し抜かっているところもありますけれども、個人経営のお店もありますけれども、そこで働いている人もありますから、日中の人口はかなり多い数になると思います。

新たな開発や事業には、関係者と呼ばれるのが代表になってしまいますけれども、実際は本当に日々影響を受ける皆さんの協力が不可欠だと思いますので、ぜひ実施設計ができた折には、全ての皆さんに声をかけて御意見をいただいていたほしいと思います。

担当課は、私も都計、ずっと市民の皆さんとの間をつなぎながら話もさせていただきましたが、大変な仕事だとは思いますが、ぜひ大切な仕事として進めていかれるのであれば、時間をかけて話をしてほしいと思います。

地元負担の大きかった、当初再開発ビルがありましたけれども、それが頓挫したことを教訓にさせていただきたいと思います。あれは、最終的には高齢の方が何千万円の借金をしなければならぬ、そうしたことからとても賛成ができないという強い御意見があり、市長もその反対の御意見のある皆さんの会にも参加をされて説明をされた経過もございます。最終的には頓挫をしましたが、今後も引き続き地元の皆さんの要望に丁寧に耳を傾けながら対応していただきたいと思いますので、ぜひこのことは強く求めて、終わりたいと思います。

そして、さきの質問の中で出ましたけれども、やなせたかしロードにフィギュアは全く合わないと思いますので、ぜひやめていただきたい。このことを申し上げておきたいと思います。休みの朝、お母さんと一緒に来られた小さな女の子がアンパンマンの丸い頭を幸せそうになでているのに出会ったことがあります。とってもかわいいこの場面に出会いますと、私も一日中うれしい気持ちで過ごすことができました。やなせ先生の雰囲気を壊すことのないように強く求めておきたいと思います。

商店街近くのお客さんの楽しみは、店の人と話したり、運動のために毎日歩いて来られる方たちが大勢います。時々、お店の方が、最近あの人が顔見えんけど大丈夫やろかと言われ見に行くと、入院されておられたりします。いろいろ話すうちに元気になったりと、喜んで帰られる方もおいでになりますし、お金では買えないありがたい場所だとの認識も、ぜひ市長はじめ担当課には持っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まちづくりについては、これまでうまくいかなかったのは予算確保のための商店街活性化事業、これを入れて計画を立てて地元の声とは合わないという結果になるのではないかと、これまでの様子を見ていて思いました。関係者の要望がしっかりかみ合っていなかったのではないかとと思いますが、担当は、先ほど申し上げましたように大変難しい立場ではあります、丁寧

に事情を、そして要望をお聞きをしながら対応すべきではないかと思いますが、重ねて要請をしておきたいと思います。一言あれば、お願いします。

○議長（浜田和子） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） これからの中心市街地の活性化の取組でありますとか、それからまちづくりの計画策定におきましては、地元住民の声を幅広くお聞きし、地元住民の思いや御意見をできるだけ反映していくことが求められていると思っておりますので、市民と行政が信頼関係を持ちながら、適切な役割分担の下、市民の参画の機会を増やし、市民の意見をお聞きし、まちづくりに活かしてまいりたいと考えております。

○議長（浜田和子） 福田佐和子議員。

○20番（福田佐和子） ぜひ、よろしく願いをいたします。

次に、MIARE！と図書館の職員についてお伺いをいたします。

現在の職員の配置状況と、今後は正規職員の配置を求めたいと思いますが、現状と今後についてお聞きをいたします。

○議長（浜田和子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 南国市地域交流センターにつきましては、正職員4名と会計年度任用職員7名の合計11名で運営をしております。

また、図書館につきましては、正職員2名と再任用職員2名、会計年度任用職員7名の合計11名で運営をしております。

今後につきましては、MIARE！と図書館ともに、将来的に直営でいくのか指定管理でいくのかによって正規職員の数が決まってくるかと思われませんが、まだ検討ができていないのが現状でございます。

今後、それらを踏まえまして検討してまいりたいと考えております。

○議長（浜田和子） 福田佐和子議員。

○20番（福田佐和子） MIARE！も図書館も市民の皆さんの大切な生涯学習の場となります。雇用条件の厳しい非正規雇用ではなく、正規職員として雇用し、常駐し、そして市民がいつでも相談に行けるような、そんな場所にしてほしいと思います。ぜひ、そのことを市民に対しては保障するべきだと思います。ぜひ、このことはこれまで非正規で対応してきたことがありますので、簡単に行くとは思っておりませんが、そういう方向で市長も含めてお願いをしておきたいと思います。

特に、会計年度任用職員、非正規雇用の皆さんの仕事の中身は同じだけれども給与は低いと

いう大変つらい立場におられます。特に、安いお給料で一生懸命やっておられる、本当に一生懸命やっておられる方がおられて、いつも正規の職員になれたらいいのにとおられる方がたくさんおいでになります。

特に、これは3年前の数字ですけれども、南国市は正規職員数が436人、会計年度任用職員数が258人、37.2%が非正規率です。これは3年前ですので、もっと数が増えているのではないかと思います。ぜひ正規の職員さんで市民の皆さんの生涯学習を保障する、そういう立場でM I A R E !も、そして図書館の職員への対応も求めておきたいと思います。これは担当課で言いにくかったら市長にお聞きしますか。

○議長（浜田和子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 市民のために、行政サービスを低下することなく運営できるように今後も運営をしていきたいと思います。正職員についても、適正な配置をしていきたいと考えております。

○議長（浜田和子） 福田佐和子議員。

○20番（福田佐和子） ぜひ、よろしく願いをいたします。

次に、農協の統廃合についてお尋ねをいたします。

南国市とは別組織ではありますが、農家と市民の暮らしに直結する農協とは協力、共存の立場でこれまでもやってこられたと思います。市の認識と対応についてお聞きをいたします。

統廃合について、農家の方から心配の声が出ました。農家だけでなく、近隣の市民の皆さんの暮らしも守ってきた農協の支所やATM、売店がなくなることについて、不安だとの声が多く上げられております。農家や近隣市民が困ることのないように何らかの対応ができるのか、お尋ねをいたします。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） J A高知県の支所等の統廃合問題につきましては、J Aよりその概要の説明は受けているところでございますが、J Aにおきましては平成31年のJ A高知県への合併によって組織も再編されまして、それぞれの旧のJ Aの支所等の施設につきましては、耐震性等も考慮した上で、組織に合わせた効率化を図っていくことはどこかの段階で必要となるものと思います。

そして、J Aとは、本市の農政を考えていく上で常に連携を取って共に取り組んでいるところでありますが、市としてほかの組織の改編の干渉まではできないと考えております。

ただ、組合員、農家あつてのJAということのを第一として、農家の方々の利便性を維持しながら、将来にわたって農業振興を図れるような形で進めていただきたい旨のお願いはさせていただいております。以上です。

○議長（浜田和子） 福田佐和子議員。

○20番（福田佐和子） 少し安心をいたしました。

ただ、先ほど市長答弁にもありましたように、ここをこんなふうにするべきということは市としては言えない立場であることは分かりましたが、先ほど私が農家の皆さんと、それから農協の支所の近隣で生活しておられる皆さんの不自由さを申し上げましたが、そうした皆さんが困らないようにすること、そのために例えば農協さんと話をするのも一つです。

もう一点は、例えば今不便になると言われてる方の地域では、バスがない。今、ぐるりんバスがありますけれども、そのない地域の皆さんの不便さの解消には、やはり現行のバスを利用できるようにコースを変えることなど、南国市としてできることはあると思いますので、先ほど市長が言われた中身に加えてどういう方法があるのか、市として、何といても南国市民の皆さんの生活が変わるわけですから、そこを手助けをするという立場にぜひ立っていただきたいと思いますので、そのあたりもう一回答弁いただけたらありがたいです。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） JAの組合員の皆様方の御心配ってということはもちろんあろうかと思えます。もちろん経営の合理化の中にはキャッシュサービスがなくなったり、支所がもっと効率化されて小さくなるとか、そういったこともあろうかと思えますので、物販についてもやっぱり縮小されるということもあるかもしれません。そういったところを縮小した、生活に直結するという部分は、もちろん市としても公共交通等で生活できるように考えていく必要があろうかと思えます。

ただ、支所の統合も細かなところがそれぞれの支所によって違ってくると思えますので、そこは全般的な中で、どこがどういうふうになったかということも見ながら、どういう対応ができるかは考えていかねばならないと思っております。以上です。

○議長（浜田和子） 福田佐和子議員。

○20番（福田佐和子） 市長には、そういうふうに前向きに取り組んでくださるということで大変ありがたかったと思えます。地域の方も、少し不安が取り除けたのではないかと思います。

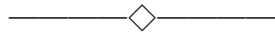
市が、先ほども申し上げましたように、関わることができないとしても、農家の皆さんや南

国市の市民の皆さんが困ることになりますので、ぜひ先ほど市長答弁がありましたような対応をしていただきたいと思います。先ほどの答弁は、不安な市民の声を受け止め対応策を取るということでしたので、ありがたい答弁だったと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（浜田和子） 昼食のため休憩をいたします。

再開は午後1時であります。

午前11時57分 休憩



午後1時 再開

○副議長（西川 潔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。20番福田佐和子議員。

○20番（福田佐和子） 最後の2点、お伺いをいたします。

まず、マイナンバーカードについてお聞きをいたします。

前議会において、マイナンバーカードの強制に反対する市民の声が多く、国に対して市長会などから中止を求めるように要請をしておりましたが、国に対して市長会を通して要請をしたのかどうかお伺いをいたします。

○副議長（西川 潔） 村田副市長。

○副市長（村田 功） マイナンバーカードは、行政手続のオンライン化に必要不可欠なものです。DXを推進する上で、必須のものです。

本市におきましても、カードの普及促進を実施しておりますので、反対意見は上げておりません。

○副議長（西川 潔） 福田佐和子議員。

○20番（福田佐和子） していないということです。

全員が持たないと国からの交付金が来ないというようなお話も前回あったかと思いますが、行政のそれは都合だと思えます。市民の側にすると、持ちたくないのに強制されるなどということはある得ないという声が大変多くあります。

今後、紙の保険証には有料の本人の資格証明書が要るとか、介護保険証も一体化をするなど、カードを持たない人の窓口負担も増やしていくなど、国は何が何でも強行しようとしています。このカードの問題点は、さきに中山研心議員が指摘をされたとおりです。

一方、健康保険法を改正せずに省令で義務化したのは憲法や保険法に違反するとして国を提訴している弁護士さんのグループがあります。

南国市は、国の強制を市民に押しつけず、持ちたくない市民への適切な支援、そして違法な強制をしないように国に強く求めることを改めて要求したいと思います。

南国市の長として、南国市民の皆さんがこれだけ、カードがなければ病院にもかかれない、大変不自由な生活を強いられる、このことについて放置できないのではないかと思います、これは市長として当然の役割だと思いますので、先ほど副市長から答弁ありましたけれども、なお市民から詳しく、もっと詳しく聞いていただいて、国が決めたからこれをやらなければならないとなると戦争中と同じになってしまうというのは私だけの思いではありませんので、ぜひもう一回、改めてお尋ねをいたします。

○副議長（西川 潔） 市長。

○市長（平山耕三） マイナンバーカードにつきましては、昨日もお答え申し上げたところでございますが、国策として進められておるところでございます。デジタル化、デジタルトランスフォーメーションを推進する上では、やはり必要ということで進めておるところでございますし、市としてもその普及に協力しておるところでございます。精いっぱいそちらの推進をしておる立場を取っておるところでございます、そちらの国への要請ということはいたしかねるところでございます。以上でございます。

○副議長（西川 潔） 福田佐和子議員。

○20番（福田佐和子） 推進をするという立場なら、困っておられる市民の皆さんへの手だては何か考えておられるんですか。取りたくなくて取っていない、紙の保険証しか持っていない市民の皆さんは、どういう形で救われるんですか。カードを持たなければ市民ではないということになってしまいますので、そのあたりは何か方策があるんじゃないかと思いますけれども、その点はどうでしょうか。

○副議長（西川 潔） 市長。

○市長（平山耕三） そちらにつきましては、国のほうでも資格確認書ということで進めておるところでございます、そういったマイナンバーカードを持っていない方への手だてっていうことも検討されておるというように認識しております。以上です。

○副議長（西川 潔） 福田佐和子議員。

○20番（福田佐和子） 私が様々な国の制度に反対をしたり御意見を訴えたりは、これまでもしてきましたけれども、いや応なく、これしかないという国のやり方は間違っているのではないですか、普通に考えて。これまでは、例えばこのカードを取得したい、便利なのでこれが欲しいという人にとっては、それはあつていい制度かもしれません。ただ、持ちたくないと言

われている市民の方への対応は、国よりなのか市民よりなのかということが今問われていると思うんですけども、先ほどの答弁では、推進する立場なのでそれを進めると。ということになりますと、市民はどこへ頼み込んでいったらいいのでしょうか。

私は、弁護士さんが提訴しているように、やはり憲法にも保険法にも抵触をする中身なので、きちんと市民のそういう嫌だと言っている市民の声も、市長としてまとめて取り上げて国に上げていただく、そのことが私は今求められていると思いますけれども、先ほどの答弁と同じ答弁になるのでしょうか。

私は、これまで長い間、南国市議会で市民の皆さんの声を執行部に届ける役割をしてきたわけですけども、なかなか今回の場合はそのように、例えばこういう方法がある、こういう方法ならできるというのがあったんですが、それがなくなると、やはり戦争中と同じやり方なのか、南国市もそれを全て受け入れているのかということになりますが、非常に残念です。

改めて、ほかの市長さんも同じ思いだと思います。南国市に限って反対をしている人が多いわけではなくて、全国的に大きな反対運動が広がってますので、そうした皆さんと一緒に力を合わせて、市民の皆さんの意向が届くようにしていただきたいと思いますが、もう一回お聞きしてよろしいでしょうか。

○副議長（西川 潔） 市長。

○市長（平山耕三） 行政として効率よく市の運営を行っていくことは必要なことであると思っておりますし、これはやはり国策としてオールジャパンで国が決められて進められておることをごさいます、1自治体の長として反対するということはできかねるところでございます。以上でございます。

○副議長（西川 潔） 福田佐和子議員。

○20番（福田佐和子） 分かりました。

南国市は、市民の皆さんにも必ずこれを持つよということに進むということが明らかにされましたが、全ての皆さんがそういう立場にいるわけではありませんので、はっきりとこの場所で明らかにしておきたいと思えます。

最後に、保育行政についてお伺いをいたします。

せんだっては、連日のように他市の保育園児への暴力事案が報道されました。本当に胸の痛む思いをしながら毎日のニュースを見たわけですけども、この事案を受けて、南国市の保育行政、例えばバスの送迎、園児への暴言、暴力などについてどう対応されたのかお聞きをいたします。

○副議長（西川 潔） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（長野洋高） まず、スクールバスの運用に関してですが、園児の送迎等にスクールバスを利用している施設は、認定こども園、たちばな幼稚園となりますが、各施設に確認を行ったところ、いずれの施設も毎日のバスの利用の子供についての職員間の情報共有、登園時、降園時のバス利用児童のチェックなど、マニュアルを作成したり、安全確認用の記入票の利用、目視での確認など、安全対策を行っていることを確認しております。

また、欠席連絡がなく子供がいない場合には、保護者に確認を取るなど、安全確保に向けては一定取組ができていることを確認をしております。

送迎用バスへの安全装置の設置につきましては、国、県の補助制度の活用等による実施を現在考えておるところでございます。

続きまして、暴力、暴言等、不適切な保育に対するお答えをさせていただきます。

静岡県の保育所において不適切な保育が行われていたという事案を受けて、厚生労働省及び内閣府から、保育所等における虐待等に関する対応について事務連絡が発出されたことに伴い、市内保育施設に対して周知を行っております。

その際に、県が作成しています虐待につながる行動をリストアップした資料、不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引等の資料を併せて送付し、適切な対応についての周知を図っております。

市内保育施設に虐待等の不適切な保育への対応等につき確認を行った中で、不適切な保育の事案が数件あり、その都度、職員への指導、助言を行い、園内での情報共有及び再発防止策の検討、実施などを行うなどの対応を行っておる状況でございます。

○副議長（西川 潔） 福田佐和子議員。

○20番（福田佐和子） すぐに対応されたということで安心をいたしました。

あの事案を見ても分かるように、保育士の増員が一番今急がれる問題だと思います。前にも言いましたけれども、4歳児、5歳児の元気な盛りの子供さんを1人で30人を見るなどということは、到底無理な話です。岸田首相ではありませんが、こういったことはまさに異次元の保育だと思います。市内の保育士さんは、これをずっと何十年も、これまで子供たちを守るために、大切に保育するためにと1人で30人を見てきたわけです。

国の方向を待たずに、南国市は独自に保育士の増員をするべきだと思いますけれども、この事案を受けて保育士の増員を検討されたのか、お聞きをしてみたいです。

○副議長（西川 潔） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（長野洋高） 保育職員の配置につきましては、基本的に国により基準が定められております。その基準等によって、運営に係る経費としての公定価格が定められており、民営施設につきましては国の基準による公定価格をベースにした給付費で運営を行っていることから、大幅な職員の増を図ることは難しい状況でございます。

ただ、市としては、その給付費とは別に居残りパートの雇用に関する経費、調理パートの雇用に関する経費、特別な支援が必要な児童を受け入れるための加配保育士の雇用に関する経費、保育園を運営する法人に対し、当該保育施設の運営管理に係る人件費の一部等の補助を行う市単独事業を行っております。

また、県、市の補助で、低年齢児保育の受入れを想定し、あらかじめ職員の配置を行う場合に費用の一部を補助するなど、保育の実施に向けた支援を行っているところでございます。

保育職員につきましては、現在、国が処遇改善の支援策を実施するなどの動きもありまして、保育職員の確保に向けてはこういった国の動向を見ながら適切な対応を行っていきたいと考えております。

○副議長（西川 潔） 福田佐和子議員。

○20番（福田佐和子） 市としても、取り組めるところは早急に取り組んでいただき、子供の安全、そして保育士さんの環境をよくするためにも、前向きに取り組んでいただきたいと思っております。国がこれだけしかお金を出さないの、これだけの保育しかできませんというのは、南国市の恥になるのではないのでしょうか。

これまでも、南国市の保育行政は、保育行政にお金がかかり過ぎるという監査の一言で民営化が始まり、保育費用を削減をするという動きに変わりました。それ以来、ずっと現場の保育士さんたちは大変な思いをしながら少ない人数で多くの子供さんを安全に保育をされてきました。私は、きちんと見直すべきだと思います。

市長も、妊娠期から出産、子育て期にわたるまで安心して子育てができるように切れ目のない支援を行ってまいりますと施政方針で述べられました。私は、このとおりに南国市が実現をしていただければ、安心して保育士さんもお仕事ができる、そして働くお父さん、お母さんたちも安心することができる、そして何より子供たちが幸せになる、そういう立場をぜひ取り続けていただきたいと思っております。国からお金が来ないのでできないでは、南国市の仕事は終わらないと思っておりますので、ぜひ保育士さんを増やす方向でいていただきたいと思っておりますが、一言、最後に市長にお聞きをいたします。

○副議長（西川 潔） 市長。

○市長（平山耕三） 保育士さんの待遇という面では、やはり職員数と給料ということにもなってこようと思うんですが、できる限り市も一般財源でカバーできるところはカバーも、少しずつその処遇改善も図ってきたところもございます。

ただ、やはり全体の中で経費ってということは、もちろん勘案していかねばならないところでございまして、ただ全て平等な形で進めていかにやいかんところでございますので、そのあたり、どのぐらいの費用がかかってっていうこともございます。そのあたり、可能な範囲、できる範囲は一般財源でカバーするところは少しずつでもカバーしてきたところでございますので、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○副議長（西川 潔） 福田佐和子議員。

○20番（福田佐和子） ぜひ、南国市独自の子育て支援政策を築いていただきたいと思いません。

先ほど申し上げましたように、南国市には保育行政に対して本当につらい時期がありましたし、その経過を見る中でも、大切な宝物を失ったような思いがいたします。ぜひ、市の行政が子供たちの保育を責任持つ、そして私はいつも思いますけれども、子供が大事にされないことは未来を閉ざすことだと私は思っております。先ほど答弁いただいたように、できるところでは努力をするということを受け止めて、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（西川 潔） 19番土居篤男議員。

〔19番 土居篤男議員発言席〕

○19番（土居篤男） 19番、日本共産党の土居篤男でございます。

今日、最後の一般質問者になりましたが、いつになく簡単に、単純に質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

1つ目に、市長の政治姿勢ということで、この通告書にはこういうふう書いておりますが、市長1期目をやって2期目に入っておりますが、この1期目をやった中で、南国市の状態をどのように押さえていたか、そしてこの1期目でどういう考えで平山市政の方針を実行してきたか、そして今後どのような南国市をつくっていくか、私どものような後期高齢者も明るい気分で過ごせる南国市にしてもらえるか、そういう角度も含めましてお聞きをしたいと思います。

2つ目に、農業問題についてであります。御承知のとおりロシアのウクライナ侵攻によりまして、飼料や小麦など人間の食料までウクライナは大変な産地ですが、それが非常に輸出が滞りまして、ロシアの侵攻によって、上がっております。肥料や家畜の飼料の値上がりも大変だと言われております。畜産農業経営を守っていくためにどのようにするか、農業資材

も石油の輸入価格が上がっていると思われまますので、ハウス園芸農業のビニールも大変上がったと言われております。ビニールであったりポリであったりするそうなんですが、300坪ないし600坪程度のハウスを、あれは毎年張り替えにやいかんそうですが、大変な設備投資に金がかかるようになりました。

これらをどのように援助して助けていくか、農業経営を守っていくか、南国市ができることは何かないか、お聞きをしたいと思います。御答弁をよろしく申し上げます。

○副議長（西川 潔） 市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） 土居篤男議員の御質問にお答えします。

まず、どのようにこの1期目をやってきたかということでございますが、1期目の中で、私を中心に上げてまいりましたのは、住む場所の確保、働く場所の確保、そして魅力あるまちづくりという大きな3つを上げておったところでございます。

住む場所につきましては、もちろん規制緩和ということもございませし、土地区画整理事業ということもございませ。そういったことで、住む家を建てれる環境を進めていくということが1つ、そして働く場所におきましては、国営の圃場整備や日章の産業団地の整備、そういったことで、また規制の緩和ももちろんございませ。そちらで企業誘致を図るという政策を進めてきたところでございませ、そちらにつきましては日章の産業団地はもうできて、今分譲を進めておるところでもございませし、国営の圃場整備事業につきましては令和2年度に事業が確定し、そして今3地区、久枝、下島、そして能間という3つの地区で工事が進んでおります。

久枝地区におきましては、この3月、年度内にもう工事が終わるということになっておりまして、続く年には浜改田西部ということも計画されており、着実に工事は進めておるところでございませ、稼げる農業に向けて着実に歩みを進めておるところでございませ。

また、産業振興につきましの規制緩和につきましは、やはりインターチェンジを中心として企業が参入してきてくださっておるところでございませ、そういった面では企業の進出をいただいて企業誘致ということが図られておるということで、そちらに働く方々の確保という、働く場所の確保ということは進んできたと思っておるところでございませ。

また、魅力あるまちづくりという面では、この中心市街地に東西南北の都市計画道路の整備が進んでおりまして、その周辺には海洋堂SpaceFactoryなんこくも令和3年3月21日に開館もしたところでございませ。今回の市政報告の中にもありますとおり、10万人を超える多くの方々にもう既に来館いただいております。

そして、地域交流センターMIARE！も昨年4月から運用を開始したところでございまして、この3月末には外構工事も竣工するという予定となっております。それによりまして、5月にはグランドオープンも迎えますし、どんどん多くの皆様に活用いただき、楽しんでいただき、生活を豊かにしていただく、そういった取組もこれからどんどん行われていくことであろうと思います。

また、都市計画道路周辺、JR後免駅の駅前広場も整備を今後進める、それに向けての都市計画道路は令和5年度にできる予定となっております。その道路の横には新しい図書館も整備がされるようになっておるところでございまして、それによりまして多くの方に魅力を感じていただき、南国市に興味を持っていただいて、南国市に住もう、住み続けたいというように思っていただけ、そういうまちづくりを進めてきたところでございます。

それによりまして、人口の減少を少しでも抑えていくということにつながっていくのではないかと期待をしておるところでございまして、これからもそういった事業を中心に、より南国市の魅力のブラッシュアップに励んでいきたい、努めてまいりたいと考えておるところでございまして、どうぞ御理解をいただきたくよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁に代えさせていただきます。

○副議長（西川 潔） 農林水産課長。

〔古田修章農林水産課長登壇〕

○農林水産課長（古田修章） 土居議員の御質問にお答えいたします。

土居議員が言われますように、ウクライナ情勢や最近の大幅な円安も含めた様々な影響によりまして、燃料用重油はもとより、肥料及び各種農業用資材、また配合飼料、乾牧草等の飼料も高騰いたしまして、農家の経営を大きく圧迫している状況となっております。

しかしながら、農産物の販売価格につきましては、市場の需給動向に左右されるところが大きいものであり、コストが上昇したからといって販売価格へ転嫁するということは容易ではないと言われております。

また、酪農におきましても、ホルスタインの雄の子牛が肉用として家畜市場で取引をされ副収入となっておりますが、飼料高騰による生産コストの膨大から価格が暴落したことで、酪農家の経営を一層圧迫し、特に北海道などでは畜産農家の廃業が増加し、大きな問題となっております。

そのような状況の中、まず農業用の燃油につきましては、施設園芸セーフティーネット構築事業への加入をされている農業者に対する支援を、冬期の加温期間のうち11月から1月末まで

の3か月間としておりましたが、これを2月から4月末までも同様の内容で追加支援することとし、今議会に補正予算として計上しておりますので、御審議をよろしくお願いいたします。

また、肥料につきましても、秋肥に対する支援を実施しているところがございますが、春肥に対する支援につきましても、既決予算による実施を予定しております。

そして、畜産農家に対する飼料高騰対策といたしまして、国や県の配合飼料への支援も行われているところがございますが、本市におきましては飼料価格の高騰に直面する畜産農家の経営安定と食料の安定供給を図るため、乳牛、肉用牛、採卵鶏、肉用鶏を飼育する畜産農家を対象とした給付金による支援を現在行っているところがございます。

今後も、地域農業を守る効果的な対策となるよう、関係機関連携しまして、国の動向、対応策等についても注視をしながら対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（西川 潔） 土居篤男議員。

○19番（土居篤男） 2問目を行いたいと思いますが、市長の市政に関わる問題では、翻って三十数年前の市政からずっと見直してみますと、当時は南国市の財政も大変厳しい状況で、起債残高、借金をどうするかの話ばかりで、我々も頭の痛い議会でもございました。

けど、最近では安心して市長の答弁も聞けるし、市長も伸び伸びと施策が発表できると、そういう状況、厳しい面もあるよと言いたいかも分かりませんが、昔の厳しい財政状況からいうたら全然異質になって、よい方向で質が変わっております。そういう点は、非常に幸せな時代に市長に就任したなあと。

昔の小笠原市長から浜田純さんの頃まで財政的には厳しかったと思いますが、昔は財政が厳しいことが頭の中に執行部も議員にもありまして、ああせいこうせい言うのも自然と自粛をせざるを得んと、そういう気持ちで臨んでおりましたが、最近では明るい気持ちで様々な要求も執行部に提案できるし、市長のほうも苦虫をかみ潰したような顔で答弁をすることもありません。大変この議員、執行部もそんなにのどかな議会活動をしゅうがかやと言われるほど緩んでおると思います。

副市長は頭をかしげてますので、そんなことはない、財政的には大変な問題がありますよという顔をしてましたが、やっぱり昔からいうとやりたい施策が実行できるという状況だと思います。

そういう点では、議員側というか私の今の市政に対する要求、要望も、昔からいうたら気楽に提案できると。昔は、そんな簡単に提案できる状況ではありませんでした。市の財政が赤字だという前提がありましたので。

そういう点で、今の現状の南国市はどういう状況かと。施政方針、市政報告の中でもこれからこうしていくんだよということも書かれております。改めて、施政方針に書いてあることをこの場で質問することもないとは思いますが、やっぱりこれから先のこの南国市をこうしたいから市民の皆さん、私に任せてくださいと、安心して任せてくださいという内容での答弁をぜひもう一遍、したではないかと言われるかもしれませんが、聞かせていただきたいと思います。

それから、農業問題では、困ったことに様々な施策を打ち出しておりますけれども、国内の問題だけではなくてロシアの問題で大変世界の経済に混乱を与えております。そういう点では、農業者も思わぬ現状に直面をしているという状況だと思います。より一層の農業問題への支援もお願いしておきたいと思います。

これからの南国市の、これからどうなるだろうかということをもう少し具体的に市長の口からお聞きをしたいと思います。

私も、もう誕生日がきたら80歳になりますので、もう間もなく呼ばれようになりますが、そういう点でこの人生最後にいい南国市であるなあと、いい世の中になったなあと、いい市長にも恵まれて南国市政に期待しちよりますというふうに言いたいわけです。ぜひ、夢のある、私の短い将来の老後が明るい南国市でありますことを願っております。いま一度、これからの南国市をどうつくっていくということを、また言わないかんかやという顔をしておりますが、何回でも聞きたいです。よろしく申し上げます。

○副議長（西川 潔） 答弁を求めます。市長。

○市長（平山耕三） まず、先ほど申しましたことを補完して申しますと、まちの魅力づくりという形では、それはもちろん今まで進めてきたことをさらに着実に進めていかなきゃならないというところでございます。

先ほどは、街路とか図書館とか大きな箱物を言いましたが、もちろんそういう箱物、豊かに生活ができるその基盤整備ということは着実に進めていくと。それに付随して、今までシンボルロードというのも申し上げてきたところでございますが、そういう中心市街地のにぎわいづくりということを目的に、そういう見目で楽しさも感じられるまちづくりっていう、魅力づくり、そういったことは、また中心市街地の魅力づくりと、またそちらの周辺の集落拠点施設のにぎわいづくりということで、昨日も御答弁申し上げましたが、規制緩和のそこの検証によりまして、次なる住みやすい環境をつくっていく、各集落拠点のにぎわいづくりということも引き続き進めていきたいと思っております。

また、それと、その集落拠点と中央部の中心地との結節という面の公共交通ということも重要

なこれから施策でございまして、そちらの見直しも今図りつつあるところでございますので、そういった基盤というのをきっちり基盤整備を進めていきたいと思っております。

また、産業振興という面では、今日章の産業団地ができて、今4区画分譲もしくは分譲の交渉が進んでおるところでございます。それを引き続き、全ての分譲地を入居していただくというように進めていきたいと思っておりますし、新しい産業団地という面では、今その候補地を選定もしておるところでございます。新たな働く場の確保ということを進めるようにもしておるところでございます。

そういったところで、これから土居篤男議員が常々申しますとおり、人口増を図る施策をせにゃいかんろうがというようにおっしゃっていただいておりますが、なかなか人口増というのは現実的に難しいところもあると思っておりますので、人口の減少を本当に最小限に食い止めていくための施策を精いっぱい進めていきたいと思っておりますので、どうぞ御理解をお願いします。以上でございます。

○副議長（西川 潔） 土居篤男議員。

○19番（土居篤男） この市政報告にも書かれておりますけれども、市長も言われたように、新しい産業団地も、次の産業団地も考えていきたいということなんですが、やっぱり働く場もいっぱいあって、若い人がどんどん南国市に住み始めると、こういう生き生きとした南国市をつくっていくように期待をしたいと思います。

先ほども言いましたが、私の年だけは80がきまして、80を超えたら今度は90が近うなってきます。それだけは、もう何とも元へ戻りませんが、やっぱりそれでも、そういう私の年齢でも、やっぱり南国市が生き生きとした町になっていくなあという確信が持てたら、私も気分がうんとよくなりますので、また後免の町へも毎晩飲みに来るかもしれせん。給料を全部飲んで、給料日には袋を持って払いに行って、明るく日からまたつけといてという飲み方をするかも分かりませんが、私も若いときにはそういう世の中でした。給料もあのときは倍ぐらいに上がりました。労働組合やってなかったけど。そういう時代もありましたので、もうそういう時代ではないにしろ、やっぱり我々高齢者も浮き浮きするなあと、南国市におったら仕事は何ぼでもあるし、農業もまた捨てたもんじゃないですよという、そういう南国市づくりをこれからもぜひ目指していくことを期待をいたしまして、もう3問目になったかな、3問目を終わりたいと思っております。

最後に一言というても同じ答弁になると思っておりますが、なおもう一言、俺は若いから頑張るんだという決意を聞きたいと思っております。よろしくをお願いします。

○副議長（西川 潔） 答弁を求めます。市長。

○市長（平山耕三） 今、土居議員から大変御期待をしていただいておりますというように思いを教わったところでございますが、土居議員のその思いに応えるべく、精いっぱい今の施策を進めると同時に、これからの時代やっぱり安心・安全ということも大切でございますので、南海トラフも徐々に徐々に確率も上がってきておるところでもございますし、流域治水と言われておりますが、豪雨、気象変動にも対応していくようなことも考えていかねばならないところでございます。

そういったところで、やはり安心・安全なまちづくりもまず第一義に考えながら、あとはにぎわいづくり、皆が楽しんでいただけるような町をつくることによりまして、こちらで、南国市で住むことが本当に喜びを感じられる、こういう豊かな生活ができる、そういう思いを、いつも南国市で住んでよかったと思っていただけるような、そんなまちづくりを進めていきたいと思っております。引き続き、御協力をよろしくお願いいたします。答弁に代えさせていただきます。

（「期待しております。よろしく申し上げます。以上で終わります。どうもありがとうございました」と呼ぶ者あり）

—————*—————

○副議長（西川 潔） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（西川 潔） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

明10日の議事日程は一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日これにて延会いたします。

御苦労さまでした。

午後1時45分 延会